

私たちの広場

【特集】子ども議会

【施策紹介】非正規職員の雇用対策

【連載】絵本 尾崎行雄 〈第5回〉



No. 304

2009年1月30日発行

財団法人 明るい選挙推進協会

名言の舞台 3

特集 子ども議会 4

- ・ 岡崎市生徒市議会の取り組み 5
愛知県岡崎市特別活動指導員（岡崎市立井田小学校教諭） 戸澤 剛
- ・ はちおうじ子ども議会と子どもの参加 7
——子どもは“10年後のおとな”であるということ
東京都八王子市子どものしあわせ課
- ・ こども議会と小・中学生まちづくり委員会の取り組み 10
北海道ニセコ町企画課
- ・ 明推協が取り組む「生徒議会」 12
広島県安芸高田市明るい選挙推進協議会会長 岡島 實
- ・ 青少年団体主催の議会体験教室 13
——野洲市「YYネットワーク」の取り組み
滋賀県野洲市教育委員会青少年育成課

海外トピックス 世界の投票日 15

フランスのシティズンシップ教育<第5回> 16
近隣学校との連携「健康とシティズンシップ教育のための協議会」
椋山女学園大学准教授 山田 真紀

自在に仕事ができる言葉力の鍛え方<第5回> 18
文章を推敲、添削する
中央大学専任講師 伊藤 章雄

施策紹介 非正規職員の雇用対策 20

メイスイ列島フラッシュ 22
各地の活動

絵本 尾崎行雄<第5回> 「軍国主義との闘い」 24

協会からのお知らせ 27

みんなで投票箱を支え、その上に街があるという独創的な構図です。一人一人の一票が街や生活を支えているということを象徴的に表しています。人物や建物など、一つ一つが丁寧に美しく描かれ、作者の技術の高さが感じられます。色彩豊かで目を引くポスターです。

村上 尚徳
（文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官）

〈表紙の紹介〉

住田 沙紀さん
兵庫県立香寺高等学校1年生



私には夢がある (I have a dream)



マーティン・ルーサー・キング・ジュニア

1929年生 1968年没

キング牧師は、公民権運動のリーダーとして、米国の人種差別撤廃に向け大きな足跡を残しました。

一八六二年に奴隷解放宣言が行われ、その後、合衆国憲法も修正されたにもかかわらず、米国におけるアフリカ系米国人に対する差別は、二〇世紀半ばになっても、様々な形で残されていました。

例えば、憲法では投票権は与えられていたものの、州によっては投票税や識字テストのために、社会・経済的地位の低いことが多かったアフリカ系米国人は、事実上投票所から締め出されていました。白人とアフリカ系米国人で通う学校やバスの着席位置を区別する、人種間の結婚を許さない、といったことも行われていました。

こうした人種差別をなくすため、特に一九五〇年代以降、公

民権運動が広がり、キング牧師はその先頭に立ちました。この演説は、一九六三年八月二十八日、およそ二〇万人が参加したワシントン大行進の中で行われたものです。

「私には夢がある。『人はみな生まれながらにして平等であることを、われわれは自明の理と考える』〔米独立宣言の一節〕という信念が真に意味するところのため、この国が立ち上がり、それを実現することを。(中略)

私には夢がある。私の小さな四人の子供が、肌の色ではなく人格によって判断されるような国にいつか生きられることを…」

二〇〇九年一月、バラク・オバマ氏がアフリカ系米国人としては初の米大統領に就任しました。キング牧師、そして民主主義の「夢」がまたひとつ、実現しました。

子ども議会

近年、地方議会の議場を会場に、子どもたちが議員となって議会審議を疑似体験する「子ども議会」が増えています。それぞれ調査時点が異なりますが、都道府県議会では平成一八年中で六県、市議会では平成一九年中で一五三市、町村議会では平成一九年七月現在で三三町村。市議会は一年前の平成一八年より三四市増えています（各全国議長会調べ）。

子ども議会が増加している背景としては、一つには、平成六年に「子どもの権利条約（正式名称は「児童の権利に関する条約」）が発効したことが挙げられます。この条約は、一八歳未満の子どもを保護の対象としてではなく、権利の主体と捉え、子どもに保証されるべき権利を網羅しています。その一つとして、「意見表明権」が挙げられており、「子どもは、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続きにおいて、国内法の手続規則に合致する方法により直接にまたは代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる」と規定されています。

この子どもの権利条約の理念や原則の具現化を図る取り組みの一環として、子ども議会

を開催することになった自治体は少なくありません。

二つには、近年若者の政治・選挙離れが進み、特に地方選挙の投票率は極めて低レベルにあることから、児童・生徒の公民的資質の基礎を培い、自分たちの地域や地方自治への関心を高める方策として子ども議会が増加していることが挙げられます。

三つには、子ども議会は、女性議会や青年議会と同じく、議会活性化のための取り組みである「開かれた議会づくり」の一環と見ることもできるでしょう。

*

一口に子ども議会といっても、その取り組みの内容や方法は、自治体によって異なります。議員となる子どもの学年は、単一の学年（例えば中学三年生）とするものもあれば、小学校五年生から高校生までというように幅広く異なる年齢の子どもを対象としているところもあります。単一の学校の子どもで議会を構成しているところもあれば、市（町村）内にあるすべての学校から公募で議員を選出しているところもあります。

模擬議会の内容は、①子どもたちが議員および首長に扮し、首長が提案した議案に賛成・反対の双方から討論を行うもの、②子どもたちは議員となって質問を行い、本物の首長および部局長がこれに答弁するもの、③子どもたちは課題ごとにグループに分かれて現状や問題点を学習し、議論し、協議して質問文や提案を作成し、それぞれのグループの代表者が議員となって本物の首長に質問するもの、など様々です。

主催者は、執行部（青少年担当部局など）、教育委員会、議会あるいはこれらの共催がほとんどですが、なかにはPTA連合会や青年会議所などが主催者となっているところもあります。広島県安芸高田市は市明るい選挙推進協議会が主催者となっています。また、子どもたちの活動をサポートする大学生のグループを組織しているところもあります。

子どもたちはこの子ども議会に参加することを通じて、行政や議会の運営の実際を学ぶだけでなく、地域にどのような問題があるかを調査し、どうやって解決すればよいかを考え、解決案を出し合い、議論をし、合意を取りつけていくという貴重な体験をすることになります。

地域と政治に関心を持ち、代表の意味を考え、選挙の意義に気づき、公民として積極的に社会に参加することの態度・意欲を醸成するまたとない機会となるのではないのでしょうか。

岡崎市生徒市議会の 取り組み

愛知県岡崎市特別活動指導員（岡崎市立井田小学校教諭） 戸澤 剛



発足と経緯

岡崎市生徒市議会は、市内全中学校（一九校）の生徒会役員代表五七名で組織する「生徒会連絡協議会」が取り組み行事として行われている。行政の支援・協力を得ながらも、すべて中学生によって行われる取り組みである。

昭和四八年（一九七三年）、「自治の意識を持ち、よりよい生活をつくる生徒の育成」をめぐり、生徒模擬市議会がスタートした。市政に関心をもち将来の岡崎を担う人材の育成を念頭に、変遷を重ねながら、本年度で三六回を迎えるに至っている。

第十一回（昭和五八年）に、答弁する理事役も生徒が行う形式にすることで、「生徒市議会」と呼ぶようになった。が、再び第三一回（平成一五年）より生徒による質問提案、市役所理事者による答弁という形式に変更し、より中学生の考えを反映できる生徒市議会をめざして改善を重ねてきた。開催会場についても、現在では、実際に市議会が行われ

る市議会議場を、リハーサルと本番の二日にわたってお借りして開催させていただいている。

私は縁あって生徒市議会の運営に携わって一六年目になる。特に現職になってからは、学校と市役所の間立つての調整役を行ってきた。市関係部局の方と接すると中学生の提案を真摯に受け止めていただき、生徒の思いを大切にされながら、現状の市政の立場から検討されていることがよく分かった。この傾向は、特に第三一回目からの市役所理事者による答弁という形式に変わってから強まったように思う。

目的

①市の行政について調査し、市議会の運営の実際を学び、生徒の力で議会を運営することを通して、行政や議会に対する関心を高め、自治の意識を持つことができるようにする。

②市の理事者に対して提案し、答弁から市政の現実を身近に感じたり、提案が行政の場

での具現化を体験したりすることで、より良い生活を築こうとする意欲を高める。

③市内の全中学校の代表が同じ場で活動することを通して、お互いに影響し合い、生徒会活動を活性化することができるようにする。

生徒市議会の概要

（第三六回…本年度内容）

五月中旬、第一回生徒会連絡協議会を開催し、市内一九中学校の生徒会役員代表各三名が集まり、連絡協議会長の選出と本年度の生徒市議会への質問提案を行う部局についての希望を調節して決定する。

生徒市議会は、市の教員研修組織の特別活動部が担当し、特別活動担当の教諭の中から選出された世話係と指導員の私で実務の運営を行っている。

協議会に先立ち、各中学校では、生徒会を中心に市の出前講座などによって行政について学習する。そこで、行政の特長やこれからの市には何が必要なのかなどを調べ、質問や提案の内容を考える。それを、生徒会連絡協議会に持ち寄り、検討する。協議会で意見が活発に交わされることで、夢のプランが現実に近い、より質の高いものになるのである。

その議論をふまえて、各中学校で提案部局への提案（案）を作成し、六月上旬の第二回生徒会連絡協議会で提案内容を決定し、生徒市議会当日の役割分担も決める。

第36回生徒市議会提案内容（答弁部局）

- ・総合文化市民会館の建設を（市民文化部）
- ・バスに乗りやすい街づくりを（企画政策部）
- ・市民病院に遊園地の設置を（市民病院）
- ・岡崎市子ども科学館構想（教育委員会）
- ・廃校になる学校に自然科学館を（教育委員会）
- ・MY ECO BAGの推進を（環境部）
- ・人や猫も住みやすい社会を（保健所）
- ・ネットワークで育児に優しい街づくりを（福祉保健部）
- ・道の駅を拠点とした地域活性化（経済振興部）
- ・岡崎「二十七曲」（江戸時代の街道）の活性化を（企画政策部）
- ・ライフラインが途絶えたことを想定した防災訓練の実施を（消防本部）
- ・防災啓発プロジェクト（総務部）
- ・東海大地震発生時に役立つ水の確保（水道局）
- ・緊急情報システムの構築（総務部）

その後、各中学校では最終の提案原稿を作成して、七月上旬に、生徒が市役所担当部局へ出向き、提案を説明して答弁のお願いをする。

各中学校の代表生徒たちは、生徒市議会前日に行われる第三回連絡協議会を市議会議場で開催し、リハーサルと係別打ち合わせを行い、当日を迎えることとなる。リハーサルでは、部活動の大会や習い事で顔見知りの生徒もいることから、生徒同士のコミュニケーションは十分にとれているが、初めて足を踏み入れる議場に緊張感が高まる。椅子の座り心地を確かめたり、休憩時間に何度も立ち振る舞いの練習をしたりする生徒の姿が見られた。

めるものから自ら関わっていくとする自助型に変わってきており、提案したものを学校や地域で実践していくこうとする動きも見られるようになってきた。

また、提案の中には実際に市政に反映されているものもある。一八年度、提案された二一ト対策事業は「中学校の職業教育支援セミナー」として予算化され、実施された。額田地区との合併を記念して「額田地区のおいしい水を『額田仙水』と命名して水道局で販売しては」という提案が実現。一九年度の「岡崎市子供芸術・科学の森構想の提案」と本年度の「岡崎市子ども科学館構想」は、市の子ども科学館構想への重要な提案となった。ま

当日の生徒市議会の議場では、自信にあふれ、真剣なまなざしの中学生と、質問や提案を受ける各部局との真摯なやりとりが繰り広げられた。また、市長をはじめ、各部長、傍聴した現職の市議会議員が熱心にメモをとりながら生徒たちの質問提案に耳を傾ける姿が見られた。

質問提案の傾向

近年、市政を学び、生徒会連絡協議会でグループ討議を取り入れるようになってから、提案の内容は、公助を求め

た本年度には、矢作中学が提案した「バスに乗りやすい街づくりを」では、昨年十一月にその提案の一部が採用され、市バスの新しいルート（岡崎エクスプレス）が実現している。生徒たちの、柔軟で夢のある数々の提案は、市の関係者をはじめとした様々な人から注目されており、生徒市議会の傍聴席は毎年満席となる。

おわりに

提案が実現した中学校の生徒会担当教諭は、「地域の方との連携のための打ち合わせや実際の生徒の配置など、実現させるまでには多くの苦労があったが、生徒会役員が『学区の係の人からありがとう』と言ってもらえて、地



域の役に立てたことを感じてうれしかった』と話したのを聞いて、**「労が報われた」と話していた。本実践のねらいが達成された姿を感じ、人間力を高める一助となることができているように思われる。**

一方、生徒会役員以外の生徒たちにとって**も、意義のある実践に高めていくことが必要である**といった課題があることも事実である。

本実践は、市当局の深い理解と多大な協力と支援、そして、高い志をもって生徒市議会

を立ち上げ、実践を重ねてくださった先達がいなければ、今日の生徒市議会は成り立たない。本実践にかかわるすべての人々への感謝の念を持ち、より良い実践へと高めていきたい。

●プロフィール
とざわつよし

愛知県公立学校教諭 (昭和60年度～)。平成17年度から岡崎市特別活動指導員(本年度で4年目)。生徒市議会と全般の実務の取りまとめ役として市役所と各中学校の連絡調整を行うなど、15年間、生徒市議会運営の仕事に携わってきた。

はちおうじ子ども議会と 子どもの参加

—子どもは“10年後のおとな”である—

東京都八王子市子どものしあわせ課

子どもの参加

「子どもの権利条約」第十二条「意見表明権」は、「子どもの参加」という考え方の基本になっている。この権利を保障することで、子どもは自分で目標を選び、そのための知識を身につけることができるようになる。市がこ

の取り組みを行うことは、子どもが地域の中で「社会参加」という民主主義のプロセスを実践し学ぶことができるという重要な意味を持つ。

なぜ「子ども議会」だったか

はちおうじ子ども議会は、平成十二年に行

われた「子どもすこやか宣言」を推進するための取り組みの一つとして、「八王子市子ども育成計画」の中で位置づけられている。それまでは、子ども会議として広い市域を五つのブロックに分け、地域ごとにアンケート調査や新聞づくりに取り組んできたが、「こども育成計画」の策定に向けて子どもの意見を反映しようと、市内全域を対象とした子どもの参加事業に発展させたのである。

子ども議会の進め方

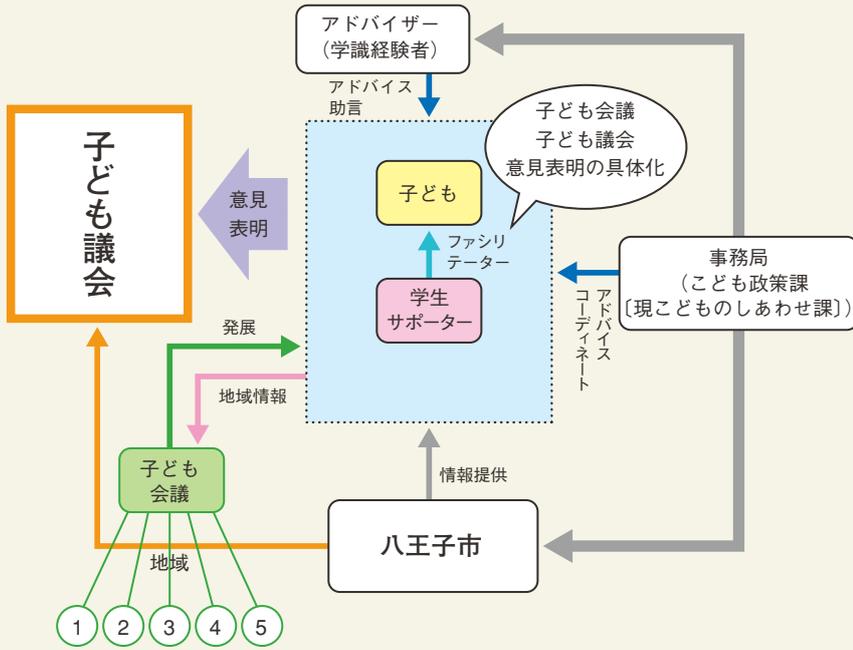
「子どもは何を言うかわからない。意見に責任は持てるのか」「子どもの意見が必要ならアンケートをとればいい。人数を限定して言わせることに意義はあるのか」「どうせ大人が言わせているのだろう」

「子どもの参加」の取り組みがうまくいかないとしたら、おそらくこういった意見があることだろう。本市が学生サポーターを養成し、子ども議員の取り組みに時間をかけたのは、こうした課題を克服するためである。

公募で集まった子ども議員はごく普通の子どもたち。彼らに「議員」としての自覚を促すため、結団式では現職の市議会議員と質疑応答を行った。市議会議員からは、子どもたちのまっすぐな目で市を見てほしい、とのコメントもあった。

二回目の学習会は、市民協働でつくられた公園、清掃工場、道の駅を見学し、直接市民や生産者、現場の職員から話を聞いた。地域

はちおうじ子ども議会イメージ



のことは地域の人から、という趣旨で実施した施設見学は、子ども議員の興味を十分に引きつけるものだった。

三回目は、自分たちの疑問や興味に添えてもらうため、教育、まちづくり、産業、環境等の所管の担当者からヒアリングを行った。そして自分の興味のあることをもとに「委員会」をつくり、二日間の合宿で「発言通告書」を作成した。食事以外はほとんど話し合い、というスケジュールにもかかわらず、子ども



関係所管担当者からのヒアリング風景

まとめることと伝えること、人の話を聴くことと受け入れることが伴う。それを支えたのが「学生サポーター」である。

**子どもを支える
学生サポーターの役割**

子どもの社会性を伸ばすための活動の実践には、それを支える大人の役割が重要である。前述のような一定期間継続して行われるプロセスを支えるためには、単に「子どもが好き」というだけでなく、それ以上のことが求められる。また、子どもにとって「意見が言いやすい環境」「相談しやすい大人」を考えたとき、子どもの年齢に近い存在であることがポイントとなる。社会経験や知識が少ないことを補っても余りある「子どもの身近な理解者」としての存在が、学生サポーターである。特に本市は、市域に二三大学を抱える学園都市

たちは「あ」と一日あつたらもつと考えられたのに」と、とても意欲的に取り組んだ。

これらのプロセスには毎回、自分の考えを

として、この活動を通じて子どもだけでなく、大学生も「社会参加」のプロセスや市政を学ぶことができる機会とした。

募集は、市の広報や市内の大学にポスター掲示やチラシ配布をお願いする一方で、保育や教育、政策に関心のありそうなゼミなどに対して事務局が個別にアプローチして説明を行った。このような形で集まった大学生は、保育、教育、福祉、法科、まちづくりなど、様々な分野にわたり学ぶ学生二三名だった。このことは、子ども議員だけでなく、学生サポーターにも私たち職員にとっても、いろいろな角度から提案を考えるための広い視野を持つことにつながった。

学生サポーターは数回の研修やボランティア体験を通じてつねに「子どもに寄り添う伴走者であること」を意識してきた。彼らに学んでもらったことの多くは、「子どもの扱い方」ではなく、「人との関わり方」であり、ファシリテーターの役割であった。彼らは子どもたちと関わる中で、どんなに議論が行き詰まっても答えを与えることはせず、一人ひとりの言葉を丁寧に拾い続けた。その結果、子ども議員は長時間にわたるワークショップもこなし、自分の言葉で提言書をつくり、本会議に望むことができた。

学生サポーターの関わりは、実施主体の「行政」と活動主体の「子ども」をつなぐ役割になり、活動が大人の誘導になったり形式的に子どもの意見を聞くだけ、といった操

り型の参画”や”お飾り型の参画”とは一線を画するものとなった。

「子どもの参加」に取組むのは自治体の課題

こうして本会議を迎えた子ども議員は、一三九名もの傍聴者の見守る中、七つの委員会からそれぞれ立派に提案を行い、行政側は市長、教育長から一つずつ丁寧な答弁がされた。その中でも「子どものしあわせ課をつくろう」については、子どもの目線を大切にする行政を目指すということから、市長の「やります！」の発言を引き出し、思わぬ成果に一番驚いたのは発言した子ども議員だっただろう。

「元気なまち 八王子」を目指す本市として、「活力があるまち」「人が住みたいと思うまち」を考えたとき、子どもという存在を外すことはできない。子どもは八王子に住みたいと思っているだろうか？このまちに愛着があるだろうか？大人になったとき、またこのまちに戻ってくるだろうか？

自分の住むまちについて「リアル」に知ること、疑問に感じること(どうしてそうなるの?)、働きかけること(こうしたらいいんじゃないの?)に子どもが取り組むことは、「子どもは市民である」という行政の自覚であり、五年後、一〇年後の大人となる次の世代に対しての基礎自治体の責任でもある。こうした取り組みについては、学校はもちろん、

子ども議員

- 募集：「わたしたちが考えるまちづくり～10年後もこのまちが好きですか?」をテーマに、子どもの視点で八王子市のまちづくりについて提案を行うことを目的とする。
- 応募方法：作文。「私が好きな八王子」「わたしが市長だったら」「こんなまちに住みたい」の三つのテーマから一つを選択。
- 応募資格：市内在住在学の小学校5年生～中学校3年生
- 議員数：42名(小学生30名、中学生12名)
- 任期：平成20年5月10日(結団式)～平成20年11月2日(報告会)
- 学生サポーター：子ども議会を支える大学生23名のグループ。子ども議員の秘書役として、平成19年度から子どもとの関わり方や市政をテーマとした研修、子ども会議への参加などの経験を積んだ。
- 子ども議会本会議
日時：平成20年8月31日(日)
場所：市役所議会棟 議場
※答弁はすべて市長と教育長が行った。

地域社会や家庭など様々な場面や方法で進める必要がある。
本市は今回の子ども議会を通じて、「物言わぬ小さな市民」のためにその機会を設け、市民としての意識を育て始めたといえる。

こども議会 各委員会発言内容

委員会名	発言題目	要 旨
みんなの遊び場委員会	みんなの遊び場について	身近にある中学校や市民センターを使って、ボール遊びができたり、放課後に遊べる場所をつくろう
緑の学校委員会	地球温暖化の防止策として、学校に緑のカーテンや屋上庭園をつくろう	地球温暖化防止に向けて、身近な学校からはじめるため、緑のカーテンや屋上庭園をつくろう
エコバッグ推進委員会	エコバッグを推進しよう	エコバッグ推進運動の提案 ①エコバッグと共に商店街で使えるエコバッグポイントカードを配布する ②エコバッグのPR
たかこう委員会 (高尾+観光)	高尾山を活かして八王子をPR	多くの人が訪れる八王子で1番の観光名所「高尾山」を活かして、八王子の素敵ところをPRしよう
Greenever City委員会 (グリーンエバー)	Greenever Cityをめざして	八王子駅周辺の緑化を進めるための駅前芝生化プロジェクトの提案
子どものしあわせ委員会	「子どものしあわせ課」をつくろう	子どもの目線で、いじめをはじめ子どもの悩みを解決するために「子どものしあわせ課」をつくる
八王子交通委員会	自転車専用道路の設置について	のびのびと自転車で走れるまちづくりに向けた提案

子ども議会と小・中学生 まちづくり委員会の取り組み

北海道ニセコ町企画課

ニセコ町は札幌市から南に約二時間。北海道の南西部に位置する人口約四六〇〇人の農業と観光を主産業とする小さな町である。最近では、良質なパウダースノーを求める外国人観光客で賑わいを見せ、これが元で地価が激しく上昇している地域として全国ニュースにもなっている。

子どもの参加する権利を条例で保障

本町では全国に先駆けて、平成一三年四月からニセコ町まちづくり基本条例（以下「基本条例」）を施行している。この条例は自治基本条例と呼ばれ、自治体の憲法として全国各地で今もその策定作業が続いている。

基本条例の主旨は、まちづくりにおける「住民自治」の実現である。そのために基本条例では「情報共有」や「住民参加」を町民の権利として明文化し、制度化している。

基本条例の第十一条は「満二十歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する」と記されている。この条文は、「大人によるまちづくりも、その成果や失敗を担うのは将来

の子どもである。ならば、年齢相応の参加があつて然るべき」との考えから生まれたものだ。

この条文を事業化したものが「ニセコ町子ども議会（以下「子ども議会」）と小・中学生まちづくり委員会の活動である。

子ども議会は「パブリック」ではない

子ども議会は、平成一三年から始まった。毎年、子どもたちの夏休み期間中に開会される。

議員となるのは、小学五年生から中学二年生までの公募で、学校から推薦を受けた児童・生徒（定員一〇人）である。会場、説明員、進行方法などもすべて、町議会と同様に進められる。会議は一般質問のやりとり形式をとっている。自ら事前準備や調査活動をした上で、鋭い質問をする議員も多い。

子ども議会は「ごっこ」としては運営しない。議員となった子どもたちも真剣にまちの課題を考え、質問する。一方、町も彼らにも伝わるように、わかりやすく回答を準備したり、各質問の実現可能性を探ったりという努

力を重ねる。正に真剣勝負の場である。

まちづくり委員会は実践組織

本町における子どものまちづくりへの参加は、子ども議会の活動にとどまらない。子ども議会と並行して、平成一三年度から始めているもう一つの取り組みが「小中学生まちづくり委員会（以下「まちづくり委員会」）である。まちづくり委員会は、小学四年生から小学三年生までが対象である。委員数は全一六人で、公募を基本として、各学校から推薦された児童・生徒が委員として一年間の任期を務める。

子ども議会が、町政に対し質問や意見、提案をする場であるならば、まちづくり委員会は、子どもたちで編成された「まちづくりの実践組織」である。ここでいくつかその取り組みを紹介する。

地産地消や、ごみの不法投棄に 取り組むまちづくり委員会

平成一七年度には、(株)ニセコリゾート観光協会の協力のもと、ニセコ駅コンコースのペンキ塗りと観光客の歓迎看板づくりを行った。この取り組みは、子ども議会の議員から「町の顔である駅が落書きで汚いのはよくない」という指摘を受けたことがきっかけとなって実施された。正に子どもたちの主体的な発案が実現した事例である。

一八年度は「ふるさと眺望点を探そう」を

テーマに、ふるさとニセコの景勝ポイント子どもたちが探し出し、景観条例によって町が認定するという取り組みだ。子どもたちの景観に対する意識は高く、こども議会でも「景観」はつねに質問に上る話題である。町では今、外国資本による開発計画が多数持ち上がり、乱開発が懸念されている。子どもたちの活動で指定に至った「ふるさと眺望点」は今、開発事業者に対して秩序ある開発を促す、大きな役割を果たしている。

一九年度は、地産地消をテーマに、自分たちが食べる学校給食のメニューを自分たちで考えた。もちろん食材は地元産を活用。メニューのアイデアが泉のように湧き、半日で二〇枚ほどのメニューを書き上げた小学生もいた。

この取り組みで考えたメニューは、まず子どもたちで試し、給食センターを通じて今も実際に町内の小・中・高等学校に提供されている。

二〇年度は、ごみの不法投棄をテーマに活動した。ごみ問題もこども議会では頻繁に質問さ



自作メニューで給食提供（まちづくり委員会）

れる話題だ。取り組みはまず、秀峰ニセコアソンプリの千メートル地点から美しい町並みを望み、その後不法投棄の現場でごみ拾いを行った。後日、大量のごみに触れた思いを込め、ポイ捨て禁止看板を作成し、不法投棄現場に設置した。また、美しい町を守るという思いを新聞にして、町内全戸に配布するという活動も行った。

ミッション（任務）方式で子どもたちの主体性を醸成

子ども議会やまちづくり委員会を実施する意味は基本条例に由来する。すなわち、主権者たる子どもたちが「自ら考え行動すること（自治）」を主眼にしている。

子ども議会では、町への提案も要望も、事務局の支援はあるものの、もちろん子どもたち自身が考えることとなる。

しかし、まちづくり委員会での実践となると、実施内容の立案や準備まで、すべてを子どもたち自身で行うには難しい面もある。そのような中で、いかに主体性やモチベーションを維持した活動を続けられるかが課題となる。

そこで、まちづくり委員会を行う場合は「ミッション（任務）方式」を取っている。文字で表現すると堅苦しいが、町長が子どもたちに直接お願いをする（任務を与える）ということだ。例えば、平成二〇年度のまちづくり委員会の活動ならば、「ニセコ町は美し



ポイ捨て現場のごみ拾い（まちづくり委員会）

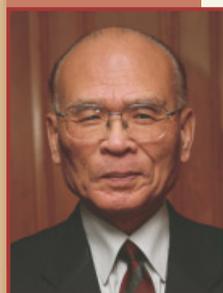
い町なのにごみのポイ捨てが多い。ポイ捨てが少なくなるよう君たちの知恵と力を貸してほしい」という具合だ。町民の代表である町長からのお願いは、私たち町民全員からのお願いを意味する。ミッションを与えられた子どもたちは、やりがいを感じ、生き生きと活動し始めることとなる。

参加機会の拡充に努める

まちづくりの基本は住民自治である。本町の子どもたちは、子ども議会やまちづくり委員会を通じ、実践の中で住民自治とは何か、町の主役は誰なのかを学んでいる。しかし、子どもたちが自治を学ぶ機会やまちづくりに参加する機会が、固定化される必要はない。基本条例第十一条に記された「子どもの参加の権利」は、不断の見直しや新たな取り組みがつけに求められている。

明推協が取り組む 「生徒議会」

広島県安芸高田市明い選挙推進協議会会長 岡島 實



生徒議会の動機

平成の合併前の昭和五九年、高田郡吉田町において小学校六年生を対象に第一回の「こども議会」を実施しました。当時、広島県明い選挙推進協議会実践委員会の研究会で、啓発活動の活性化の取り組みについての議論の中で、特に若年層の投票率が三八・九四％と低下して大きな問題となりました。

吉田町明い選挙推進協議会においても同様に苦慮する中で、義務教育の段階から「選挙とはなにか」という学習が必要ではないのか、という発言が出ました。この発言がきっかけとなり、以前に他県の明推協を訪問した際に、有線放送で選挙投票の呼びかけを小学生が行ったところ、投票率が高くなったというお話を聞き、感動したことを思い出し、まず「こども議会」から手がけてみることにしました。未経験のことで試行錯誤を重ねましたが、県の実践委員のアドバイスを受けて、準備に取り組み、吉田町内四地区小学校で実施してきました。

平成一六年三月、高田郡六町が合併して誕

生した安芸高田市において、中学校二年生を対象として「生徒議会」と改称し、今年度は平成二一年二月五日、新市役所議場において第四回を実施すべく準備に取り組んでいるところです。

ねらい

次世代を担って立つ生徒たちに、議会運営に取り組む体験を通して「議会」や「行政」の仕組み、そして政治との関わりを学び、市民の夢や希望の実現に導くための「選挙」への理解と認識を深め、やがて有権者となり選挙に対する責務に務める人を目指します。

実践に取り組む手順

- ① 教育委員会、行政関係部局、選挙管理委員会、議会事務局、実施中学校、明推協との連絡、打ち合わせを重ねる。
- ② 実施中学校では、総合的学習の担当教師を中心に「生徒議会」に対する学習内容のミーティングを重ねる。
- ③ 実施する日程は、学校行事との関連を考慮して決める。場所は、本番の雰囲気の中で



- 充実感を体感するため市役所、あるいは旧町の議場であった支所の「議場」で実施する。
- ④ 実施中学校では、総合的学習の時間に、生徒数に応じていくつかのグループに別れて、行政への質問事項について討論を交わし、代表者が議員となって質問に立つ。事前に「生徒議員」の全体協議を持って、質問が重ならないようになどの、調整を行う。
 - ⑤ また、議会事務局から質問のやり方などを教えてもらう。
 - ⑥ 生徒議会の役職（議長、副議長、書記、事務局）を決め、議員名簿、役職名簿および質問事項を市の選挙管理委員会へ提出する。
 - ⑦ 提出された「質問事項」に対して応答に立つ市長、教育長、部課長等の打合せを行う。
 - ⑧ 議場の議席順は、議員名簿の番号で設定する。
 - ⑨ 生徒議員の質問に対しての応答は分かりやすく、再質問にも理解が得られるようにする。
 - ⑩ 「生徒議会」の議事録は、市議会事務局の協力を得て、生徒議会事務局

〈昨年度の質問事項〉

1	通学路の整備	6	過疎対策
2	街灯の整備	7	若者の定住対策
3	不審電話の問題	8	高齢者対策
4	詐欺防止対策	9	環境問題
5	市の財政状況	10	寄宿舍廃止問題

局が録音し、テープをおこし、編集する。

生徒議会の開会は、生徒議員ほか二学年全員が議場に入り、明推協会長挨拶、市長、議会議長の祝辞で開始し、教育長の感想を込めた挨拶をもって終了とする。

生徒議員の所信表明

4月からは、私たち2年生が後輩たちをリードする3年生になります。昨年の12月に結成した執行部は、これまでの築かれた伝統や校風を、より素晴らしい姿にするために「限りなき前進」をスローガンとして、「あいさつ」の励行、授業に集中して、良いところを伸ばし、改めるところは勇気をもって改めたいと思います。

また生徒会の舵取り役としての自覚をもって、1年間の任期をがんばっていこうと考えています。そのためには全校生徒の協力が必要です。生徒が一丸となって、よりよい素晴らしい中学校を築きたいと考えています。

今日の「生徒議会」という貴重な体験と市長、教育長のお話をしっかりと受け止めて、今後の学校生活に、これからの人生に生かし、日々をがんばります。

平成20年2月8日

中学校生徒議会

おわらじ

当市においてはこれまでも「選挙ポスター」の募集を行ったり、広島県明推協が取り組んでいる「模擬投票」を、市内の中学校二校において実施してきており、広島ホームテレビ局が取材し放送されています。「出前講座」については、今年度は、中学校二校で実施すべく働きかけをしています。総合的学習の中で取り組まれている関係で、各部署のご理解ご協力も前向きかつ積極的であり、大いに啓発効果を上げています。

当明推協の推進委員も、側面的に啓発活動をサポートする役目を担うべく、取り組みを続けています。

青少年団体主催の議会体験教室

野洲市「YYネットワーク」の取り組み

滋賀県野洲市教育委員会青少年育成課

青少年によるレクリエーション団体「YYネットワーク」

野洲市の「YYネットワーク」は、市内の中高生有志による青少年団体である。この団

最後に、この「生徒議会」が、行政、学校、教育委員会、議会事務局、選挙管理委員会事務局の積極的な協力あって実施されたことに、敬意と感謝の意を表したいと思います。

●プロフィール
おかじま みのる

昭和4（1929）年生まれ。現在広島県明るい選挙推進協議会副会長を兼ねる。昭和48年に合併前の吉田町明るく正しい選挙推進協議会委員となり、高田郡明るい選挙推進協議会会長、広島県明るい選挙推進協議会実践委員を歴任し、現在まで36年余りの長きにわたり投票率の向上、明るい選挙の実現のために努める。平成17年藍綬褒章（選挙関係事務功労）を受章。

体は、平成一七年度まで教育委員会の事業であった小学生対象の社会教育活動で、リーダーとして活躍していた中高生が中心となって発足したものである。その後、市町村合併などに伴う事業見直しを受けて、団体の活動自



体が下火となっていたが、当時小学生として行事に参加していた高校生有志が自主活動を前提とする再開を希望したため、事業とは完全に分離した形のボランティア団体として再興された。

この団体の主な活動は、年度当初に市内小学校の四、六年生を対象に会員を募り、通常は会員小学生を対象とした年間行事の企画・準備・実施を行っている。また、市内のスポーツクラブなどの催し物にボランティアとして協力し、フリーマーケットに出店して運営費を自ら捻出するなど、独自で工夫した活動を展開している。

議会体験教室は、YYネットワークが主催する会員小学生対象の年間行事の一部として、平成二〇年七月二四日に実施された。この議会体験をはじめ、すべての行事の企画・立案は高校生リーダーが行っており、市教育委員会は行事当日の進行サポート・不測事態の対処以外は直接関わっていない。当企画も高校生リーダーが発案したものであり、当時から人気タレントが総理大臣役として出演していたTVドラマに触発されたところが大きか

ったようである。

「市長」から「議員」までを小学生参加者が担当

会場には、市町村合併に伴い現在は使用されていない旧議場を使用した。当日の進行は、午前中には「市長」の選挙を行ったのち、別の会議室で「委員会」を開き、その結果を受けて午後から議場で「本会議」を行うというものである。市長役・事務当局役・議員役は、すべて小学生参加者や中高生スタッフが担っており、例えば市長役を実際の市長が担うというようなスタイルはとっていない。

議題についても、市内の大型店舗出店の是非やJR新駅の設置など、小学生「議員」にも分かりやすく、かつ市内でもタイムリーな問題を高校生リーダーが準備した。

「議員」はあらかじめ三つの「政党」に分けられ、「市長」選挙後の「政党」別会議で議題に対する

政党の「マニフェスト」が決定された。その後、午前の議題別委員会において予備討議がなされ、午後の本会議における全体討議で議題が否可決された。



参加した小学生たちは、当初議会の複雑な進行に戸惑いながらも、「税金の無駄使いにつながる」「街がにぎやかになる」などと活発に議論していた。

これらの一連の進行には、実際の市議会議員の方三名にサポートに入ってもらっていた。特に小学生に対しては、議会の複雑なシステムや進行手順を短時間に理解させ、「委員会」「本会議」で自分の意見を主張として発表させる工夫が必要であった。この市議会議員三名の方への講師依頼も高校生リーダーが行った。

高校生リーダーは、「これをきっかけに、小学生も政治に興味を持ってくれたらいい」と話していた。

課題と成果

この議会体験教室は、企画から運営までを中高生スタッフによって実施したことが特徴である。これにより、小学生参加者にとっては、中高生スタッフが企画した他のレクリエーションと同じ雰囲気の中で議会や政治への関心を高められたように思う。問題点としては、中高生スタッフ主導の進行で、市としての企画の細部まで関与していないため、議会のシステムや進行に実際とは異なる点があったことが挙げられる。小学生参加者に実際の制度を正確に理解させる上では課題として残るが、議会体験の一つの手法としては評価できると思われる。

世界の投票日

アメリカ大統領選挙は、予備選挙を含め火曜日に投票が行われました。日曜日の投票が当たり前のわれわれからすると、「どうして平日に」と思うのですが、世界では国政選挙の投票日を平日と決めている国は意外に多く、カナダは月曜日、韓国は水曜日、イギリスは木曜日などとなっています(表参照)。

今回は世界の投票日について報告します。

〈アメリカ〉アメリカ大統領本選挙の投票日は、連邦法で、「十一月の第一月曜日の翌日の火曜日」と規定されています。この規定が設けられたのは一八四五年、第十一代ポーク大統領のときでした。当時の移動手段は馬車を中心で、多くの有権者にとって投票所への移動は一日がかり。日曜日はキリスト教信者にとって安息日で教会の礼拝もあるため、月曜日を移動日とし、火曜日を投票日と決めたのでした。また時期が十一月初旬となったのは、作物の収穫を終えて農作業が一段落し、冬を迎える前の比較的穏やかな気候の時期を選んだからでした。

「第一月曜日の翌日の火曜日」とは、第一火曜日とは微妙に異なります。なぜこんな回りくどい言いまわしなのでしょう。一つには、ローマ・カトリック教会の重要な祝日、諸聖

徒日(オール・セインツ・デイ)が十一月一日であり、その日が第一火曜日の場合は投票日と重なること、また商人が前月の帳簿をつけるのが一日であったため、前月の業績の善し悪しが投票に影響することを避ける配慮もあつたようです。

アメリカ合衆国大統領選挙では、遅刻早退や勤務時間中の時間単位での休暇が、多くの州で認められています。

〈韓国〉大統領選挙の投票は水曜日に行われ、投票日は休日となります。

〈イギリス〉伝統的に木曜日が投票日です。国政選挙は五月の第一木曜日に、地方選挙も木曜日に行われています。有権者は、時間単位での休暇等を利用して、通勤途中や帰宅時に投票所によって投票、即日開票で翌日の未明には大勢が判明します。そのため投票時間は、朝の七時から夜の一〇時までとなっています。

〈ドイツ〉国政選挙の投票日は、日曜日または法定の祝日と決められています。前回は、日本の総選挙の一週間後の二〇〇五年九月一日八日に行われました。

〈フランス〉日曜日に行われます。二〇〇七年に行われた大統領選挙では、四月二二日

(日)に第一回投票が行われ、第二回の決選投票は二週間後の五月六日(日)に行われました。

〈日本〉昭和四四年以前の国政選挙では、平日でも投票が行われていました(ただし、参議院は昭和三一年以降、日曜日)。しかし、同年の衆議院議員総選挙の投票日が土曜日だったのを最後に平日投票は行われておらず、これ以降の国政選挙は投票日を日曜日とすることが慣例になっています。

しかし地方選挙では、投票票の事務従事者の休日勤務手当や時間外勤務手当などの経費削減を目的に、平日投票を実施する自治体が見られます(最近では平成二〇年三月二四日(月)に行われた秋田県小坂町議会議員選挙)。しかし、平日投票を実施した地方選挙の投票率が日曜日に実施した選挙よりも全般に低いことから、平日投票に対しては否定的な見方が多いようです。

主要国の投票日

国名	投票の曜日
イタリア	日曜日、月曜日の2日間
カナダ	月曜日
ノルウェー	月曜日
アメリカ	火曜日(11月の第1月曜日の次の)
デンマーク	火曜日
韓国	水曜日(任期満了日前50日以後の最初の)
イギリス	木曜日
オーストラリア	土曜日
ドイツ	日曜日または法定の祝日
フランス	日曜日

近隣学校との連携 「健康とシティズンシップ教育のための 協議会」

梶山女学園大学准教授 山田 真紀

フランスには、同じ地域にあるリセ(高等学校)、コレージュ(中学校)、複数の小学校、アソシアシオン(文化やスポーツに関する社会教育の組織)が連携して、プロジェクトを開発する「健康とシティズンシップ教育のための協議会」があり、学校は「学校計画」に関連づけて、この協議会から提供されるプロジェクトを実施しています。

今回は、この協議会の運営方法、提供するプロジェクトの内容、抱える課題を、ナンシー市とセレスト市にある二つの協議会から見てみたいと思います。

協議会の運営方法

この協議会は一九九〇年に発足した「社会環境協議会」が発展したもので、一九九八年の国民教育省の通達で、すべてのコレージュとリセが参加して実施することとして提案されました。私たちが訪問調査したナンシー市では、ジャック・カロ高等学校を中心に、近隣にある四つのコレージュと八つの小学校・幼稚園、複数のアソシアシオンが連携し、そこに属しているスタッフの有志によってこの協議会は運営されています。高等

学校から有志として委員会に出席しているのは、校長、校長補佐、養護教員、資料整理係、教員一人、生徒の保護者二人です。連携する学校の選択は、学区や行政区に縛られることなく、地理的に近い学校が声をかけあいます。

推進委員会が年に三回開かれ、ボランティアとしてこの協議会に関わっている約五〇名の人々が集まり、今後の活動方針、現在の課題、これまでの活動報告等について話し合います。推進委員会の下部組織として、「健康」「シティズンシップ」「保護者」の三つの委員会(コミテ)が設けられており、「健康」では人命救助の練習や禁煙運動を実施し、「シティズンシップ」では、ゴミのリサイクルや環境問題に取り組み、「保護者」では、保護者に社会問題について啓蒙する活動を行います。

年度始めの推進委員会において、参加者は一つもしくは複数のコミテを選び、そこに所属して活動を行うこととなります。それぞれのコミテは月に一度、協議会に参加する学校を会場として会議を持ち、活動のプログラムを作成し、学校に紹介し、活動の報告書を作成します。

地方自治体の協議会への関わり方は、州レベルが財政的な支援をし、市や町レベルの役所が活動運営を支援します。例えば、技術面をサポートする人材を派遣したり、市役所の会議室を無料で提供したり、ポスターをはるなどの雑用を引き受けてくれる人材を提供したりしてられます。

協議会が提供するプログラム

この協議会が提供する活動には、協議会に属する学校が一斉に実施するものと、各学校が独自に選択して実施するものがあります。

ナンシー市では前者の活動として、「タバコ反対運動」が実施されました。これは近くの公園でクイズラリーをしながらタバコの害について考えるものです。コレージュの第二学年(日本の中学校一年生に相当)の生徒が準備をし、「壁に絵を描くクラブ活動」に属する生徒たちがスプレーでタバコ反対運動のスローガンを描きました。ナンシー市のような小さなまちでは、「健康」問題が重視される傾向があるようです。

一方、セレスト市の協議会では、生徒の薬物・喫煙・飲酒の実態について把握するために、コレージ



クラブ活動の一環で描かれた壁画

ユトリセの全生徒を対象にアンケートを実施し、コレージュ一年目にあたる十一歳から喫煙・飲酒が始まっていること、薬物に関してはエクスタシーやマリファナなどを使用している生徒がいることなどの問題点を明らかにしました。

この問題の解決策として、協議会は「物語の時間」というプロジェクトを学校に導入しました。まず、プロのスピーカーを招き、薬物依存者の経験談を聞かせることで、薬物使用・薬物依存が身体にダメージを与えるだけでなく、家族や社会にも悪い影響を与えることを生徒たちに理解させました。そのあと、薬物使用が日常生活を破壊させる内容のストーリーを生徒に作らせ、そのストーリーを演劇に仕立てて発表し、コンクールを行いました。また、セレスタ市のコレージュ

では、独自に「差別撤廃・多様な民族や社会階層の共存のプロジェクト」を導入しました。これは白・黒・赤・黄の三角形の布地を縫い合わせてパッチワークキルトを作るもので、「違う色が集まるとより良いものができる」ことを生徒に体験させ、人種・宗教・性の違うものたちが協力することにより良い社会が実現することを理解させるものです。この活動を通して共生という概念を学ぶだけでなく、手芸の技能も高めることができたということです。



生徒のつくった作品

協議会が抱える課題

ナンシー市で協議会の委員長を務めるジャック・カロ高等学校の学校長は、この協議会の抱える問題を三つ指摘しています。

一つは、協議会が提供するプログラムが大規模であるため、それをすべての学校で実施することは、実施時間の確保という点から難しいこと。

二つ目は、学校には様々な教科外の活動があり、どの活動が協議会から提供された活動であるのかが生徒に伝わっていないことです。先日、コレージュのときから一貫して取り組んできた健康教育のプログラムについて生徒に意見を尋ねたところ、「そのような活動には参加していない」と答えたそうです。つまり、タバコの健康への害について学んでも、それが協議会の提供する反タバコ運動プログラムの一貫であることを生徒は理解していない場合があるようです。

三つめは、活動の評価がなされていないことです。委員長は、今年から活動報告書の作成を義務づけ、活動の効果を評価するとともに、この報告書をもとにクラスで生徒に議論させることで、協議会のプログラムの意図を生徒に確実に伝えていこうとしています。

まとめ

「健康とシティズンシップ教育の

ための協議会」の取り組みで重要なのは、以下の二つです。

一点目は、それぞれの地域には子どもたちの抱える固有の問題があり、それに対応するたためには、個々の学校の取り組みでは不十分で、各学校や社会教育の組織が連携する必要があること(「横の連携」、そして小学校から高等学校まで一貫したプログラムを提供していくことが必要であること(「縦の連携」)です。

二点目は、「薬物・喫煙・飲酒の予防」「差別撤廃・多様な民族・宗教・性の共生」などの難しい課題を、子どもたちが体験を通して理解し、実践的な力を身につけられるように、手作りのプロジェクトが準備されているということです。

この協議会を通して、フランスの学校と地域がボランティア精神のもとで結びつき、子どもたちのシティズンシップ教育を支えている現状を知ることができました。

〈参考文献〉 鈴木規子「健康と市民性の教育のための協議会(CESC)の活動」武藤孝典・新井浅浩編著『ヨーロッパの学校における市民的社会性教育の発展』(東信堂、二〇〇七年)一〇四―一八頁

自在に仕事ができる言葉力の鍛え方

文章を推敲、添削する

中央大学専任講師 伊藤 章雄

他人の目で見ると

岡目八目という言葉がある。他人のしていることをワキから覗くと良いところも悪いところもよく見える、ということだ。カラオケで歌を人に聞いてもらうと、本人が思っているより発声や節回しが悪い。文章や言葉遣いも同じで、本人の自覚しない欠点や修正箇所が他人の目にははっきり映る。文章に自信のない人でも、他人の文の欠点は的確に指摘でき、修正の方向までわかる。

それは、わからない箇所が第三者にはわかるからである。こう書いてもらえばわかりやすいと修正案が見える。例えば次の文。
「逃げ母子は今月に入って特に多く見られます」

児童相談行政の月例報告に実際にあった文である。作成者は何の疑問もなく読み上げた。一瞬「逃げ星」という星があるのかと思った。

夫の暴力から逃げてきた母子のことと教えられて、がくんときた。仕事の上でふつうに使っているというが、自分たちがそんな風に呼ばれていることを当事者が知ったら悲しみ、かつ憤りを覚えるのではないか。「避難母子」「保護親子」など、もう少し言い方がある。

推敲、添削の方法

推敲、添削は第三者にしてもらうのが一番だが、毎回というわけにいかない。まず自身で推敲し、最善の文案をつくってからお願いに行くのが礼儀だ。

自分自身でする推敲、添削のポイントは、**第一に、「二秒の原則」の実践、である。**

文章をはじめからおしまいまで素早く目を通す。そして意味が通るかどうかを見る。この作業を筆者は「一秒の原則」と呼んで実践している。

一行ないし一つの段落の意味を理解するの

に二秒以上かかったり、重い印象が残ったりするところは、曖昧、長すぎ、くどい、ダブリ、形容過剰、論理が通らない、推定で判断している、後ろ向き過ぎるといった欠陥を持つ。

第二は、主語と述語の関係をチェックだ。

文章は主語（名詞）と述語（動詞）で成り立つが、主語につく助詞に「が」と「は」がある。「僕が」「君が」「私は」「あなたは」というときの「が」と「は」である。

例えば「おじいさんが」と「おじいさんは」はどう違うのか。まだ一度も登場したことはないおじいさんが現れるときには「が」でおじいさんを受けける。「昔々あるところにおじいさんが住んでいました」のように。そして、「おじいさんは山へ芝刈りに……」と続く。一度登場し、すでに承知しているおじいさんだから「は」で受けけるのである。

つまり、未知のことや疑問、新発見の主語について語り出す場合などには「が」、すでにわかっている、既知の主語には「は」をつけるのである。童謡にある「春が来た、春が来た」の「が」は、いつ来るかわからないところへ、春が来たという未知に対する用法が「が」である。「春の小川はさらさらいくよ」の「は」は、すでに春が来たことがわかっている。小川の流れも春の中にあることを誰もが承知しているという既知の「は」である。

第三は、副詞、形容詞、接続詞を削る。

「美しく」「静かに」「いよいよ」など動詞にかかるのが副詞。「大きい」「可愛い」「困難な」といった名詞を修飾するのが形容詞。「残念ながら」「その上」「が」「しかし」など、文章の頭につけて前の段落と結びつけるのに使うのが接続詞だ。これらを全部取ってしまふ。見直して必要なものだけ復活させる。文章が軽くなり、速度と透明感（色彩を含む）が出てくる。軽みと速度と透明感は名文の条件である。

第四は、一貫性のチェックだ。

文章の説得力は筋道が通っていることから生まれる。例えば「弁理士の入塾試験は本番より難しい」という宣伝文句を見たことがある。試験の一番の難関は本番である。このコピーは塾のレベルをアピールするトリックとて、乗っ取られた旅客機の乗客救出のために犯人グループの要求により、その仲間を刑務所から釈放した政治家がいた。釈放の是非はともかく、普通では通らないおかしい論理を使ったのがおかしかった。宣伝文句やアピールではともかく、ビジネス文章の論理矛盾は見逃されない。

完璧な文章に到達する方法

完璧な文章を書くことは、プロでも難しい。名文家と知られる川端康成や司馬遼太郎、大

江健三郎の原稿を見ると、真っ赤に筆が入っている。草稿の二、三倍の文章を推敲、添削で書いている。凄い努力だ。努力は、名文の母であるといっている。しかし、努力をするにも考え方ないしはテクニクが必要だ。フランスの哲学者デカルトの方法が、これには最善だ。

一六三七年出版の『方法序説』。正確な表題は「理性を正しく導き、すべての科学において真理を探究するための方法の序説」である。この場合の理性とはものごとを正しく判断する能力であり、真と偽を区別する力のことだ。ものごとを完璧にまとめるには、次の四つの法則によるのがいいという。

第一は「明澄性の原則」である。

独断と先入観を避け、よくわかっているものだけで考えを進めよ、ということである。誰が見ても同じに見え、疑う余地のない明白な事実以外は、資料として用いない。偏りや曖昧さ、推測に基づくもの、人に聞いただけで裏づけがわからないもの、自分自身よく理解していない言葉は使わない。怠ると文章は行き詰る。

第二は「分析の原則」である。

対象を分析するには、分解、分割、細分化するなど単純化する。特に大きい問題は、いくつかのブロックに分ける。例えば一国の予算や国民経済の分析をするとき、いきなり全体をつかもうとしても茫漠とってしまう。省

庁、産業別、地域別などに分割すると、よく見え、構造もわかる。

第三は「総合化の原則」だ。

これは分析の原則の逆。「細分化し、断片化した意見などをひとつに組みあげるときは、あるひとつの考えに基づいて秩序づけ、順序づけるのがよい」「もっとも単純でもっとも容易なものから着手し、階段を昇るように複雑なもの認識へと進むのがよい」という。部分から全体を描いてゆくところまくゆく、ということだ。

ここで重要なことは「あるひとつの考えに基づいて」だ。視点、理念、思想、目標といったことである。これを原点において組み上げ総合化するということだ。

第四は「枚挙の原則」だ。

これは何の見落としもない、と確信できるほどつぶさに情報収集し、点検し、かつ、もう一度見直す、ということだ。身近にある資料や情報、少ない事例で文章を書いていないか。部分で全体を推し測っていないか、裏づけは十分か、主張は前向き、かつ有益か。多くの人に受け入れられそうか。資料の読み違いや錯覚による誤りを防ぐ意味でも、仕上げのチェックは不可欠だ。

デカルトは、この世の存在のすべてを疑って以上述べた四つの原則に到達したが、私たちはデカルトのすべてを信じて言葉力を磨くのがよい。

非正規職員の雇用対策

働く環境が急速に変化している。なかでも派遣労働者など非正規雇用の急増は大きな影響を与えた。隣り合わせにしながら、雇用主や賃金、福利厚生まで違う「同僚」と働く非正規職員の存在は、様々な問題を浮かび上がらせている。

後押しした規制緩和

旧労働省は当時、派遣労働者をいわば正社員へのステップとして「臨時的・一時的」な雇用形態と位置づけ、拡大につながる制度の見直しには慎重だった。しかし、景気後退につれて、終身雇用に代表される「日本型雇用」は国際競争力を削ぐ障害だとの声が経済界を中心に強まる。日本経営者団体連合会(当時)は平成七年にまとめた「新時代の『日本の経営』」で「雇用のポートフォリオ」という概念を掲げた。人材の有効活用には目的や業務に沿ったグループ別の育成が大事だとして、高度専門能力活用型などと合わせて派遣など非正規雇用を想定したと見られる「雇用柔軟型」を一つのグループに例示。バランスの良い運用のために株式や債券への投資配分を考えるのと同様に、雇用面でもグループごとに「必要の都度、必要な人材を必要な人数だけ採用する」ことが重要と訴えた。

「人材育成の面からどうだったのか。派遣労働が広がると、モノづくりの技術がきちんと養成できなくなるのではないかとの不安があった」。平成十一年の労働者派遣法改正に携わった旧労働省幹部は、当手を振り返った。当事者ですら、将来への懸念がぬぐえなかったという改正は、昭和六一年に施行された同法の大きな転換点となる。最も重要な点は、通訳など専門的な職業を中心に例外的に認めってきた派遣労働の対象職種を原則自由化したことだ。やがて、平成一六年には製造業にまで拡大、受け入れ期間の上限も三年間に延長されていく。

様々な職種で派遣労働者が当たり前の存在となった現在の構図は、この時固まったといえる。

一連の規制緩和の流れも、派遣労働の緩和を後押しした。平成七年に行政改革委員会(当時)がまとめた第一次意見に労働者派遣の対象職種の原則自由化が盛り込まれ、九年の政府の規制緩和推進計画でも取り上げられた。さらに、同年十一月の政府の緊急経済対策では、派遣法改正が柱の一つとなった。

「景気がさらに悪化して、失業率が二ケタになるかもしれないという不安があった。派遣であっても、新たな雇用の受け皿が絶対にならないということは難しかった」。日本労働

組合総連合会(連合)幹部は、労働側の当時の立場を話す。臨時的なシステムとして限定的に受け入れるのであればやむを得ないとの判断に傾き、労使の協議は法改正の是非から改正を前提とした修正協議に移っていく。深刻化していた景気後退が、労使双方の対応に影を落とした形となった。

ワーキングプアの温床

労働者派遣法が再び、大きな曲がり角を迎えたのは、日雇い派遣大手が行っていた違法派遣の発覚だった。警視庁が職業安定法違反の疑いでグッドウィルへの強制捜査に着手、刑事事件にまで発展。事態を重視した厚生労働省は平成二〇年二月、「緊急違法派遣一掃プラン」を発表、派遣料金の公表など日雇い派遣への規制強化に取り組むとした。

浮かび上がった問題は、日雇い派遣の不安定さだ。派遣会社に登録して電話やメールで受けた指示を基に一日単位で様々な職場で働く仕組みは、企業にとっては仕事がある時だけ必要な人数を雇うことができる、いわば究極の「ポートフォリオ」といえる。しかし、働く側にすれば、先行きの見通しを立てられない上、仕事がなければ、たちまち無収入となってしまう綱渡りの生活を強いられる。働いても生活が向上かない「ワーキングプア」を生む温床だとの批判は強まった。

「こんな使われ方をすると、当時は予想できなかった」。旧労働省幹部は、日雇い派遣の広がり戸惑いを打ち明ける。製造業への

派遣解禁の際、労働側が強く懸念していた「偽装請負」も現実となった。受け入れ期間の上限が三年に延長されたことで「臨時的だったはずの派遣労働は、半ば恒久的な働き方になってしまった」（連合幹部）。総務省によれば、パート・派遣・契約社員など非正規雇用は、平成五年の九八六万人から一九年に一七三一人にまで増加した。いずれ正社員に移行すると想定し「派遣で暮らす人は、さほど増えないはず」（旧労働省幹部）との予想は裏切られる結果となった。

転換が迫られる非正規雇用制度

このような状況に政府は、昨年十一月、労働者派遣法改正案を閣議決定し、国会に提出した（一七二通常国会の継続審議）。改正案は、①日雇い派遣や雇用期間三〇日以内の派遣を原則禁止、②派遣会社のグループ企業への派遣割合を八割以下に、③違法派遣に対し行政が直接雇用を求める勧告制度の導入―などが柱。

しかし、日弁連は、日雇い派遣を原則禁止としながら、なお広範な例外業務があることや、三〇日を超える短期派遣を認めているなどとして、改正案に反対を表明している。不安定な生活につながるとして、仕事がある時だけ雇う登録型派遣を全廃すべきだとの声も上がっており、今回の改正案では問題解決には不十分だとする見方は強い。

非正規雇用の問題に、なかなか出口が見えない大きな原因は、雇用の流動化が先行する

一方で、依然として正社員中心の色が濃い日本社会との間のギャップが埋まっていないことだ。平成一七年度の厚生労働省の調査を見ると、正社員と比べて業務の専門性が高いか同じとした契約・嘱託社員は半数以上ある。業務への責任も重いか同じとした契約・嘱託社員も半数を超えた。一日の所定労働時間が長いか同じとした契約・嘱託社員も七割前後にのぼっている。半面、正社員への転換制度・事例は、契約社員の約半数、嘱託社員の約二割でしかない。正社員と同じ評価制度があるのも、契約社員で二割弱、嘱託社員は一割に過ぎなかった。つまり、正社員と同じ仕事を同じ責任を負って同じ時間だけ働いていても、非正規雇用の人々は正社員への転換も認められず、別の評価基準による勤務を強いられているケースが大半という実態が浮かび上がってくる。

こうした正社員と非正規雇用の間に立ちはだかる厚い壁は、待遇面でのマイナスだけではなく。一九九〇年半ばごろから続いた景気後退と卒業時が重なった「就職氷河期」の若者の中には、正社員となれず派遣社員などになった人も多い。しかし、景気が回復に転じても正社員となることは困難な状況は続き、低収入に苦しみ結婚や子どもをつくることに悩んでいるケースは少なくない。いったん正社員のコースから外れてしまった人を、あらためて正社員として受け入れる企業が限られているためだ。

先に福田政権は「新雇用戦略」を打ち出し、

平成二二年までにフリーターを十一万人減らすとの目標を掲げ、対策に乗り出した。しかし、目玉としたジョブカード制度は超低空飛行が続いている。職業訓練と就職あっせんを組み合わせた制度で、求職者は訓練歴や職歴を記したカードを作り、企業がニーズに合った人材を探しやすくするのが狙いだった。スタートから半年たった二〇年九月末時点のカード発行件数は約二万件で、同年度目標の一〇万件とはかなり遠い。正社員移行への呼び水にと期待された有期実習型訓練にいたっては、同年度目標の一人に対し、約五〇人どまりという状況だ。手続きの煩雑さなど問題が指摘されているが、対策が壁にぶち当たった大きな原因は、非正規雇用と正社員とを隔てる溝が容易に埋まらないことであろう。

公平な労働評価の確立が鍵

欧米でも派遣など非正規雇用は広がっており、日本特有の問題ではない。しかし、東京・秋葉原の連続殺傷事件などで容疑者の動機と派遣労働の不安定さが重なって語られ、社会不安の背景とまでいわれる事態は深刻だ。通訳などの技能を持ち労働市場で「競争力」のある人を対象に始めた派遣労働を、骨格を見直さないうまま広げたツケが現れているといえる。

加えて、昨春秋以降の厳しさを増す経済状況の中で、いわゆる「派遣切り」など非正規職員には一段と厳しい現実が立ちはだかつている。

列島メイスイ
フレッシュ

このコーナーでは全国各地の選挙啓発に関する取り組みをレポートします。

**東京都町田市
学生の政治参加推進サークル**

東京都町田市では、市内にある桜美林大学に、政治参加推進サークル「PIC（ピック）」が誕生しました。PICは、「politics participating improving circle（政治参加サークル）」の略称です。「政治が学生にとって身近なものになるように」という趣旨のもと、町田市選挙管理委員会と協力して、若者の政治参加に対する意識向上を目指して活動しています。

きっかけは、市明るい選挙推進協議会推進委員から「大学生と一緒に運動ができないか」との提案があり、その委員の紹介で桜美林大学の小沢一彦教授に依頼したところ、学生の協力も得られて二〇年六月に発足しました。現在七人



が活動しています。

PICから、選管インターシッポ、イベント啓発への参加、大学内での啓発活動などの提案があり、昨年十一月に開催された健康づくりフェアでは、市明推協と一緒に「どうぶつむら村長せんきょ」という模擬選挙コーナーを出展しました。候補者のポスターや公約も学生が考えて作成しました。メンバーは市明推協の広報誌「まちだしろばら」に、「私たちは今後市民の方々とふれあいの機会を設けて、政治に対する知識や関心を高めるお手伝いができたら、と考えています」とメッセージを寄せています。

大分県の選挙出前授業

大分県選挙管理委員会は、一月二十一日、宇佐市立和間小学校で「選挙出前授業」を実施しました。六年生のクラスの正規の授業時間（二時限）の中で、選管職員が先生役となってミニフェスト選挙ゲームを行いました。

児童はグループに分かれて、どの様なまちをつくりたいかを話し合い、その結果をミニフェストとして発表し、どのグループに賛成するかを、本物と同様の投票用紙に書いて本物の投票箱に投じました。

大分県の選挙出前授業には、このプログラムのほか、民主主義や選挙の意義・仕組みに関する話の後、選挙クイズや、県の鳥めじろ



がモチーフのキャラクター「めじろん」と明るい選挙のキャラクター「めいすい君」のどちらが好きかを投票箱を使って投票するなどの一時限のプログラムもありました。出前授業は平成一八年度から始まり、今年度は中学校を含む七校で実施される予定です。

岩手県の啓発授業

岩手県明るい選挙推進協議会は、「明るい選挙啓発授業」を小中学校の授業で先生自らに行ってもらおうよう、平成一八―一九年度に盛岡市内の小中学校五校でモデル授業を行い、その結果をまとめ、県内の学校へ実施を呼びかけました。今年度はこれまでに四校（小学校二校、中学校二校）で実施されました。

十一月一四日に盛岡市立本宮小学校で行われた授業では、六年一組三二人がクラスの中から国会議員を選ぶという設定で、本物の投票箱を使った模擬投票を行いました。一昨年の参議院選挙の年齢別投票率にもふれ、若年層の投票率が低いことについて児童からは「選挙の大切さがわからないから」「低い投票率が続けば、一部の人



の考えでしか国が動かなくなる」という意見が発表され、選挙の大切さについて理解を深める授業となりました。当日は授業参観日で保護者も授業を見学し、選挙の大切さを改めて考えていただく良い機会となりました。

十一月十八日には、盛岡市以外では初めてとなる啓発授業が奥州市立常盤小学校で行われ、六年一組三七人が選挙の仕組みや大切さを学びました。また、十二月九日には宮古市立崎山中学校で行われるなど、実践が広がりつつあります。

山形県知事選挙で めいすいくんの帽子登場

一月二五日に投票が行われた山

形県知事選挙では、幼稚園年長児四九人のマーチンバンドによる啓発イベントなど、県内各地でいろいろな啓発活動が実施されましたが、その中で、明るい選挙のイメージキャラクター「めいすいくん」をデザインした帽子とエプロンを初めて登場しました。東根工業高校製作発明部クリエイト班（班員九名）が、めいすいくんとそのファミリーのただしくん、メイちゃん、お父さん、お母さんの五人をモチーフに製作しました。生活クリエイト班は、郷土料理を始めとする生活文化を題材とした研究活動を行い、山形県家庭科クラブ研究発表大会最優秀賞、全国高校生クリエイトイブコンテスト学校賞等を受賞しており、今回県選管が製作を依頼しました。



岐阜県知事選挙でも アイデア啓発

一月二五日に投票が行われた岐阜県知事選挙でも、数々のアイデアによる啓発活動が行われました。

可茂地方では、キャッチコピー「みんなの一票大切に」とめいすいくんの姿を焼き入れた、地元名産の「八百津せんべい」二千枚を、街頭啓発などで配布しました。



陶磁器

の産地がある東濃地方では、地域産業の発展に繋がればと企業から無償で提供さ

れた一センチ角のタイル約七千枚を使った横三・六m縦〇・三mの看板を、県職員一〇人が三日ほどかけて作成し、県道沿いに掲げました。

そのほか、飲食店のコースター、コンビニのレジ画面、ATM広告、若者座談会など数々の啓発が行われました。

静岡県函南町 成人式で模擬投票

静岡県函南町明るい選挙推進協議会（函南町の人口は約三万九千人）は、一月十一日に開催された成人式で模擬選挙を行い、出席者の七五%の約三五〇人が参加しました。

成人式を主催する新成人による実行委員会に模擬選挙の実施を申し込み、実行委員会が構成を考え、実施しました。

「函南町といえば？」をテーマに、地元の名産やイベントなど四つ（丹那牛乳、平井すいか、市町村駅伝、柏谷公園）を選択肢として、実際に選挙で使用している記載台で書き、本物の投票箱に投じました。

模擬選挙は平成一六年から行われ、模擬選挙コーナーへの誘導、集計などを明推協委員が行い、今年度も五人の委員が参加しています。



成人式での模擬投票は、全国各地で行われており、品川区などの取り組みはテレビで報道されました。

絵本

尾崎行雄

第5回 軍国主義との闘い

illustration 東 芳純



1919年、60歳の尾崎行雄は、第一次世界大戦後のヨーロッパを視察し、「戦争は勝つても負けても悲惨な状況をもたらす」と平和主義・国際主義を唱えた。21年には軍備制限決議案を国会に提出したが、大差で否決された。



友誼のみ
である

31年、満州事変が起き、アメリカ力滞在中の尾崎は「平和と安寧とは友誼のみによつて保たれる」と講演した。国際連盟による協調主義を支持していたが、33年、日本は国際連盟を脱退した。



36年、2.26事件が起き、
軍部の力が増大していった。
37年2月、尾崎は辞世の句を懐に国会で、
「国防費増大のやむをえない理由は何か？」と
軍部をきびしく追及した。



37年、日中戦争が始まり、
38年に国家総動員法が公布された。
40年には国民全体を組織化しようと
大政翼賛会が結成されたが、
尾崎は重大な憲法違反だと非難した。
しかし、政党は次々と解散して翼賛会に合流した。



41年、太平洋戦争が始まった。
東条英機内閣は42年の総選挙で、
候補者推薦制度を導入した。
推薦候補には資金が提供され、
非推薦候補には選挙干渉が行われた。
尾崎は翼賛選挙を激しく非難する公開質問状を
東条首相に送った。



ある非推薦候補の応援演説でも選挙干渉をきびしく批判したが、そのとき引用した川柳が、問題とされ起訴された。



尾崎は非推薦候補であり、選挙運動中に東京の拘留所に留置されるなど不利な状況であったが当選した。84歳の高齢であった。一審で懲役八カ月の判決が下されたが、44年に大審院(最高裁)で無罪判決を得た。



45年8月、太平洋戦争が終った。尾崎は12月、「世界連邦建設に関する決議案」を国会に提出するとともに、「世界を一家となす」のような国際教育の必要性を説いた。

協会からのお知らせ

若者の政治に関する意識調査の実施

協会では総務省選挙部と共同で、今後の選挙啓発等の参考とするため「若者の政治に関する意識調査」を1月下旬から2月上旬にかけて実施いたしております。調査対象者は満16歳以上30歳未満の全国の男女3,000人です。

平成元年と平成10年に同様の調査を行っており、今回約10年ぶりに実施いたしました。従来の調査は、調査員が直接対象者宅を訪問する面接調査法を採用していましたが、昨今調査拒否等が増えるなど回収率が低下してまいりました。そこで今回の調査では、特に回収率の低い若者対象の調査であることに鑑み、郵送調査法を採用することといたしました。また、3,000人とは別に、インターネットを利用する満16歳以上30歳未満の男女3,000人を対象とするインターネット調査を併用することといたしました。手法にはそれぞれ長所短所がありますが、経費的には面接調査法と比べて、郵送調査、インターネット調査とも安価に実施できます。

また、若者層と一般有権者の意識の違いを比較するため、満20歳以上の全国男女3,000人を対象とする郵送調査も同時期に実施いたしました。集計、分析作業はこれからですが、多角的に分析できるものと期待しております。調査結果、分析の公表は、今夏ごろを目途に、明るい選挙推進協会のホームページなどを通じて行う予定です。

常時啓発事例の調査

協会では、昨年11～12月に、全国で行われている常時啓発事業（平成20年度に実施および実施予定の事業）に関する調査を実施いたしました。事例集を作成し、選挙管理委員会および明るい選挙推進協議会等の参考に供することが目的です。

各選管におかれましてはご多忙にもかかわらずご協力いただき、まことにありがとうございます。現在、整理作業を進めておりますので、情報提供につきましては今しばらく時間をいただきたいと存じます。

市区町村明推協研修会等開催支援事業

協会では、市区町村明推協等が開催する研修会・講演会の講師の謝金と旅費、会場費等について助成する「市区町村明推協研修会等開催支援事業」を実施しています。21年度も募集いたしますのでご活用ください。詳しくは協会ホームページをご覧ください。

新有権者パンフレット

協会では、1月11～12日に全国各地で開催された成人式などにおいて配布していただくため、パンフレット「イケてる大人塾」を昨年度に引き続き発行しました。今年の新成人は約133万人ですが、市区町村選管からは約80万部の要望があり、無償で提供させていただきました。

ケータイ・ジャーナリスト・コンテスト

現在開催中の第3回ケータイ・ジャーナリスト・コンテストは、普段の生活の中で身の回りの出来事や社会に対して思ったこと、気づいたことを携帯電話で写真に撮り、メッセージを添えて応募するコンテストです。作品募集は2月1日に締め切ります。インターネットによる決選投票を2月下旬から3月上旬にかけて行います。今年は昨年に増していろいろな視点の作品がノミネートされていますので、ぜひご覧いただき、投票してください。

公式ホームページアドレス <http://kjc2008.jp/>

明るい選挙推進協会の中央研修会

協会の平成20年度中央研修会を3月4日午後と5日午前に、東京都千代田区の「グランドアーク半蔵門」で開催します。優良活動団体の活動報告、若者啓発グループによるシンポジウム、アメリカ大統領選挙についての講演（選挙運動の変化と選挙時に行われた模擬投票をテーマにしたもの）等を予定しています。奮ってご参加ください。

編集後記

●特集テーマは、各地に取り組みが広がっている「子ども議会」です。議会傍聴を行っている明るい選挙推進協議会が多いのですが、模擬議会に関与している例はほとんど見られません。子ども議会への協力など、一考の価値

がありそうです。

●表紙のポスターは、今号から平成20年度の文部科学大臣・総務大臣賞作品を掲載します。

編集・発行 ●財団法人 明るい選挙推進協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目1番1号 商船三井ビル4F ☎ 03 (3560) 6266・6267 FAX 03 (3560) 6268
〈ホームページ〉<http://www.akaruisenkyo.or.jp/> 〈メールアドレス〉akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp

編集協力 ●株式会社 公職研

シンデレラ・ドリーム。



シンデレラが幸せになるきっかけは、12時までの魔法でした。

あなたなら魔法使いになんか頼らなくても、幸せになれるはず。

そのためには、あなたが意思表示をすることです。難しくなんかありません。

まず選挙で投票すること。投票所は夜8時まで、あなたが来てくれるのを待っています。ほんのちょっと

の好奇心で、あなたはもっと幸せに、そして政治に近づけるのです。

初めの一步を、まずは「投票」から。

夢、生活、未来、政治。みんなどこかで、つながってる。